

## 情報労連 愛の基金助成選考要領

第一条（助成の対象）「情報労連 愛の基金」（以下、「愛の基金」という）の公募による助成対象は、「愛の基金」運営要領第四条第1項第一号（1）～（6）に該当するNGO・NPO等団体とし、中央執行委員会の公募により助成する。

第二条（助成の決定）「愛の基金」助成選考委員会の設置ならびに助成を決定するまでの要領については、以下の各号のとおりとする。

- 一、中央執行委員会は「愛の基金」助成希望NGO・NPO等団体の公募を実施するとともに、「愛の基金」助成選考委員会を設置する。
- 二、「愛の基金」助成選考委員会は、前一号により応募したNGO・NPO等団体を審査し、助成の是非ならびに助成額を中央執行委員会に答申する。
- 三、中央執行委員会は、「愛の基金」助成選考委員会による答申に基づき、助成の是非ならびに助成額を決定する。

第三条（助成の選考）「愛の基金」の助成対象選考については、「愛の基金」助成選考委員会が審査することとする。

- 2 「愛の基金」助成選考委員会は、第五条に定める資格要件との適否判断、ならびに第六条に定める評価基準に従い助成の可否と量定を決する。
- 3 「愛の基金」助成選考委員会の構成については、以下のとおりとする。
  - 一、委員長 1名（全国単組）
  - 二、副委員長 若干名（全国単組・中央本部）
  - 三、委員 若干名（全国単組）
  - 四、事務局 若干名（中央本部）

第四条（審査の方法）「愛の基金」助成選考委員会による審査の方法は、助成を申請する団体が提出する書類の選考によるものとする。

- 2 助成を申請する団体が提出する書類は以下のとおりとする
  - 一、助成申請書
  - 二、定款、または会則等
  - 三、役員名簿
  - 四、前年度決算書
  - 五、その他（パンフレット、事業計画書、報告書等）

第五条（資格要件）「愛の基金」による助成を受けようとする当該団体は、以下の資格要件を満たしていなくてはならない。

- 一、法令順守していること
- 二、株式会社等の営利団体でないこと

- 三、公的な補助金・助成金が、当該団体の予算全体\*のうち原則、三分の二を超えていないこと
- 四、「愛の基金」による助成を受けた事業等についての報告書が提出されていること
- 五、設立されてから一年以上継続した活動実績のある団体であること
- 六、情報労連組合員（退職者を含む）が積極的に参加・参画していること
- 七、「連合・愛のキャンパ」による助成を受けていないこと
- 八、原則として三回以上「愛の基金」による助成を受けていないこと
- 九、当該団体の運営に関わる情報労連組合員（退職者含む）が所属する情報労連本部加盟組織または各ブロック支部等からの推薦があること

第六条（評価基準） 「愛の基金」助成選考委員会は、助成を受けようとする当該団体に対し、第五条に定める資格要件との適否判断、ならびに以下の評価基準に従い助成の可否と量定を決する。

- 一、対象となる社会貢献活動に合致し、助成に値すること
- 二、助成を受けようとする事業について実績があるか、相当程度見込まれること
- 三、原則、自主財源を相当程度有していること
- 四、「愛の基金」による助成額が、当該団体予算の原則、三分の二を占めていないこと、またはその恐れがないこと
- 五、運営にあたり事務局体制が整備されていること

第七条（助成金額） 「愛の基金」の助成金額は、一団体あたり30万円を最高額とし、助成団体の前年度決算の支出額が90万円未満の場合は、その支出額の三分の一を上限に助成する。

2 助成団体の前年度決算の支出額および剰余金額を勘案し、原則として、以下の考えで、前項で算出した額より減額する。

- 一、剰余金額が前年度支出額の2倍以上の場合は、助成額を30%に減額した額を上限とする。
- 二、剰余金額が前年度支出額以上2倍未満の場合は、助成額を50%に減額した額を上限とする。

3 当該年度における「愛の基金」による助成金の総額は、当該年度における「愛の基金」キャンパによる集約総額の40%相当とする。

第八条（報告義務） 「愛の基金」による助成を受けた当該団体は、中央執行委員会に対し活動等を報告する責を負う。また、助成を受けた個人または組織についても、助成の対象となった活動について報告する責を負う。

第九条（助成金の返還） 中央執行委員会は、「愛の基金」による助成を受けた当該団

体が、助成を受けるにあたり中央執行委員会に申請した事業以外の使途に助成を流用したり、当該団体の運営や事業会計等で不正を働いた場合、当該団体に対し助成金の返還を求めることができる。

第十条（運用） この要領の運用は、中央執行委員会が行う。

第十一条（施行） この要領は、2009年9月11日より施行する。

2 2011年7月21日より一部改正施行する。

3 2019年1月21日より一部改正施行する。

4 2020年3月23日より一部改正施行する。

※当該団体の予算全体…直近の収入額と余剰金を含めた団体全体の収入額とする。

※第七条の説明を表化したものを以下に示す。

助成上限額		前年度支出額	
		90万円未満	90万円以上
前年度 剰余金 ÷ 前年度 支出額	100%未満	前年度支出額 $\times \frac{1}{3}$	30万円
	100%以上 200%未満	前年度支出額 $\times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$	15万円
	200%以上	前年度支出額 $\times \frac{1}{3} \times \frac{3}{10}$	10万円